

「後期アクションプラン」策定に向けた これまでの経過と今後の進め方について

1. 経過

2000年に制定された町田市環境基本条例の基本方針に基づき、2002年に「町田市環境マスタープラン」（第9条に基づく「町田市環境基本計画」及び第11条に基づく「環境行動指針」）を策定し、ごみの資源化や緑の保全等、さまざまな取り組みを展開してきました。

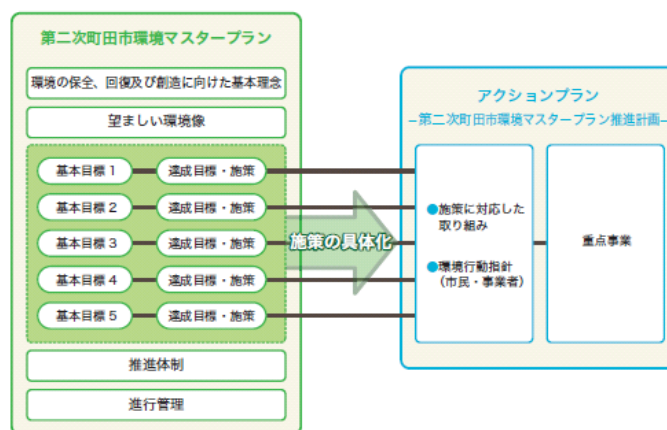
その後、町田市環境マスタープランの計画期間終了に伴い、2012年に「第二次町田市環境マスタープラン」（以下、「マスタープラン」という）及び「アクションプラン～第二次町田市環境マスタープラン推進計画」（以下、「前期アクションプラン」という）を策定し、各種施策を展開しているところです。

今回、前期アクションプランの計画期間が2016年度で終了するため、2017年度からの5年間で市が行う取り組み、また、市民・事業者の環境行動指針を示した「後期アクションプラン」を策定します。

また、2004年以降、温対法に基づく町田市役所における地球温暖化防止実効計画として、「環境配慮行動計画」を策定しています。後期アクションプランの策定に合わせ、「町田市第4次環境配慮行動計画」を策定し、後期アクションプランに掲載します。

2. 計画の位置づけ

「マスタープラン」を推進するために、マスタープランの計画期間である10年間のうち後半5年間で、行政が進めていくべき取り組みを示します。また、市民・事業者が環境への負荷の低減に寄与する行動を取るための規範となる取り組みについても合わせて示します。



3. 計画の期間

マスタープランの計画期間のうち後半5年間にあたる、2017年度から2021年度までとします。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
町田市環境マスタープラン	策定				(10年)					改定
町田市環境アクションプラン	策定	(5年)				改定	(5年)			改定

4. 前期アクションプランの総括およびマスタープラン達成目標の現状

前期アクションプランでは、市が重点的に取り組むものとして示した 28 の重点事業を中心に、様々な取り組みを実施してきました。

基本目標ごとの、主な成果としては、消えないまちだ君の設置、「町田生きもの共生プラン」の策定、使用済小型家電の回収開始、連節バスの運行開始、「まちだのエコページ」開設などが挙げられます。

また、28 の重点事業のうち、約 8 割の事業について、前期計画期間である 2016 年度末に目標を達成する見込みです。その他施策についても、各年度における年度目標を概ね達成できています。

《前期アクションプラン 重点事業の目標達成見込み》

目標達成見込み (2016年度末)	達成	達成見込み	
		あり	なし
重点事業 (全28事業)	12.5	10.5	5

一方、マスタープランで定める達成目標については、現段階で目標の達成が難しい状況にあり、マスタープランの計画期間である 2021 年度までに目標達成するためには、後期アクションプランでの効果的な施策の実行が必要不可欠です。

5. 社会情勢の変化

近年、世界的に環境問題が深刻化しており、地球温暖化、自然環境の破壊、改善傾向にはあるものの依然として課題である、廃棄物の増加や大気および水質の汚染など、その内容は多種多様に及んでいます。

前期アクションプランを策定した 2012 年以降は、特に異常気象が頻発しており、日本においても、国内最高気温の更新や各地での局地的大雨など、気候変動による危機が顕在化しています。

また、地球温暖化分野については、C O P 21 での新たな温暖化対策の国際的枠組み採択や、東日本大震災後の省エネルギーの徹底および再生可能エネルギーの普及、さらには、東京都の 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた水素社会実現に向けた動きなど、この数年で取巻く社会情勢が目覚しく変化しています。

町田市においては、生物多様性の保全に関する施策や取り組みをさらに進めていくため「町田生きもの共生プラン」を策定するなどの動きがありました。

後期アクションプランは、これらの環境をとりまく社会情勢の変化への対応も求められています。

6. 後期アクションプラン策定における課題

- ・ 前期アクションプランの各施策の成果が必ずしも達成目標の進捗へ結びついていないため、達成目標への寄与度が高い施策を設定する必要がある。
- ・ 達成目標について、目標や成果指標が、基礎自治体である町田市の実行可能な範囲を超えた設定となっているものや、制度変更により、現状に適さなくなったものがあり、考え方を整理する必要がある。
- ・ 最新の財政状況を踏まえたうえで効果的な施策を模索する必要がある。
- ・ C O P 2 1 を受けた新たな地球温暖化対策や東京オリンピック・パラリンピックを見据えた水素社会実現に向けた取り組みが必要である。

7. 後期アクションプランの方向性

前期アクションプランの分析結果及び課題等を踏まえ、後期アクションプランの策定は以下の考え方で進めます。

基本的な考え方

- ・マスタープランで掲示している望ましい環境像と基本目標の実現を目指す計画とする。※マスタープランで明示している基本目標（大柱）、施策の基本テーマ（中柱）については、中長期的な見通しで設定されたものであるため変更しない。
- ・後期アクションプランは、市の取り組み、市民・事業者の取り組みで構成する。（重点事業を含む各施策の見直しを行う。）
- ・各施策は、達成目標を達成することを意識したものとする。

方向性1 課題から導かれる事項

(1) 達成目標の進捗状況への対応

達成目標の実現に寄与度の高い施策を選定し、一層の取り組み推進を実施する。ただし、達成目標自体に軌道修正が必要な場合は、以下のような検討を行う。

- ・制度変更など社会情勢に適さなくなっているものは、新たな目標を設定する。
- ・市の取り組みのみで到達することが不可能なものは、他団体との協働を継続するとともに、具体的な状況を示す項目で進捗を説明する。

(2) 財政状況の反映

投資効果を考慮し、ハード面からソフト面へのシフト等、市の今後（2017年度～2021年度）の財政予測を踏まえた施策の選定を行う。

方向性2 新たな取り組み

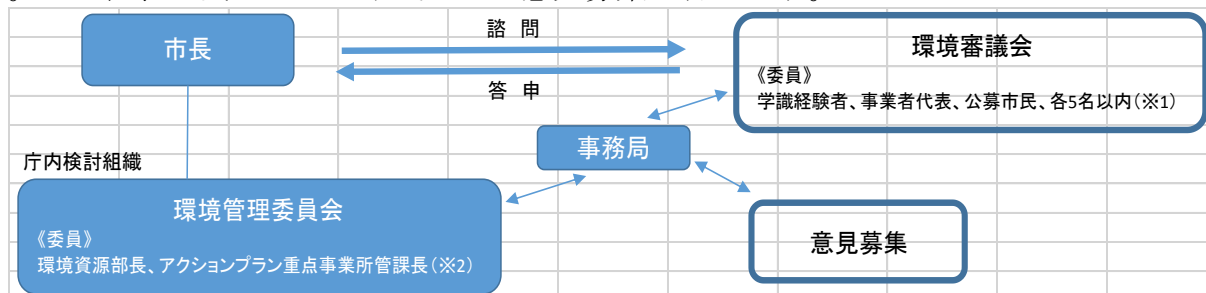
「町田生きもの共生プラン」の施策を盛り込む。また、企業とタイアップする施策や、水素関連、環境学習関連の施策についても盛り込む。

方向性3 関連計画との整合性

現在策定作業中の次期5ヵ年計画をはじめ、マスタープランと関連の深い「一般廃棄物資源化基本計画」、「緑の基本計画2020」、「都市計画マスタープラン」等の関連計画について、整合性を取りながら策定する。

8. 検討体制

後期アクションプランは、町田市環境基本条例第11条第1項の行動指針にあたるため、市長から附属機関である環境審議会へ諮問を行い、策定を進めます。また、庁内検討組織として、環境管理委員会にて策定方針、施策、施策目標等を検討します。その他、必要に応じて市民からの意見募集を行います。



※1：第8期環境審議会委員名簿、別添参照 ※2：必要に応じて、委員に含まれていない関連部署の出席を求める。

9. 概略スケジュール

概略スケジュール	2015年			2016年												
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
現行施策の進捗確認 達成目標の分析	→															アクション プラン 完成
			各課依頼・分析・検討													
新規施策の選定			→													
			各課依頼		選定											
重点施策の選定					→											
					選定											
市民・事業者の 行動・コラム									→							
									検討							
第4次 環境配慮行動計画策定									→							
									検討		計画案確認					
環境管理委員会		☆			☆				☆		☆			☆	☆	
環境審議会						☆				☆		☆		☆	☆	
意見募集					→ 諮問							□ → □			→ 答申	
委託予定業務期間				※仕様 決定				←→								